

11 農畜水産業の成長産業化に向けた総合サポート体制について

主管省庁（内閣官房，内閣府，農林水産省生産局・食料産業局，文部科学省高等教育局）

【現状と課題】

直面する課題

地方創生の実現には、地域経済を支える農畜水産業等の活性化が課題で、そのためには、生産物のブランド化や6次産業化をはじめ、農畜水産業者による「新たなビジネスの芽」を大きく成長させる仕組みが大切である。

- 6次産業化の促進のためには、「農・工・商」に通じた人材の確保が求められているが、人材育成のための一貫したキャリアアップシステムが不足。
- 新たなビジネスを育むためには、ビジネスチャンスを見逃さない「機動性」と積極果敢なチャレンジを応援する「柔軟性」が求められている。
- 地域の銀行等が中心となって設立した「地域ファンド」による出資決定は、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の同意が必要であり、機動的な出資が受けにくい。

農畜水産業者による新たなビジネスのアイデアやニーズ

生産者グループを法人化し、生産物の取引規模を拡大したい！

生産現場にICTを活用して、省力化や生産性の高い、スマート農業に取り組みたい！

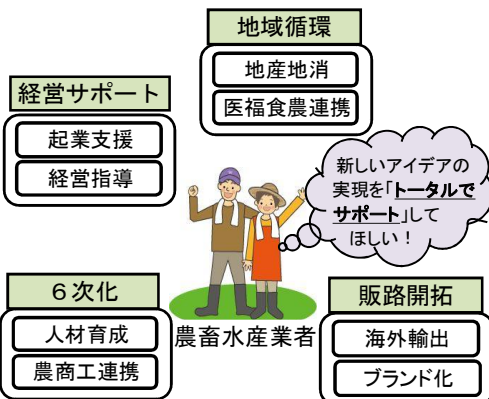


意欲のある若手生産者

経理や営業ができる専門人材を確保し、事業を高度化したい！

アイデアの具現化に向け、企画の段階から、県に関わってもらい、臨機応変なサポートをして欲しい！

サポート体制が細分化



支援策に対する現場の声

◇農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)

- ・ 出資の決定に、相当な手間と時間を要する。
- ・ 高度な事業計画が求められる「A-FIVE」の支援を受ける前段で、スタートアップ時の助成をしてほしい。

◇既存の補助金(助成金)

- ・ 事業が細分化され、ニーズと補助対象が合致しない。
- ・ 加工までの取組みに対する支援は多いが、1次産品をブランド化する取組みに対しては、補助金が活用しづらい。

【政権与党の政策方針】

《平成27年度国予算の内容》

- ◇ 6次産業化等による農林水産物・食品の高付加価値化等の推進
 - ・ 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用 150億円

《まち・ひと・しごと創生総合戦略》(P24)

- ◇ 農林水産業の成長産業化
 - ・ 6次産業化・農商工連携等によるブランド化・高付加価値化を推進

《自由民主党 政策集2014 J-ファイル》(P42, No.155)

- ◇ 国産農林水産物の高付加価値化の推進
 - ・ 農商工連携・地産地消・6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大

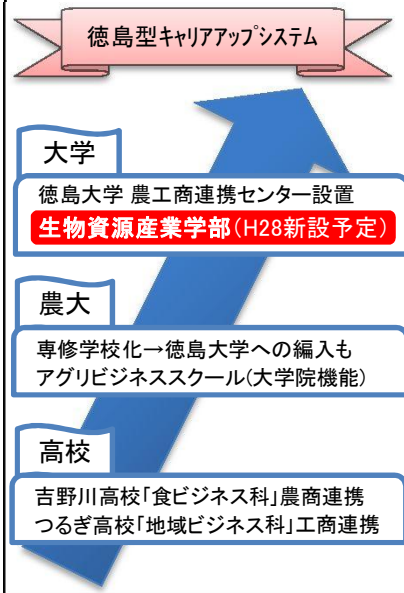
県担当課名 もうかるブランド推進課，農林水産総合技術支援センター経営推進課
 関係法令等 六次産業化・地産地消法，農商工等連携促進法，まち・ひと・しごと創生法

【課題解決への方向性と処方箋】

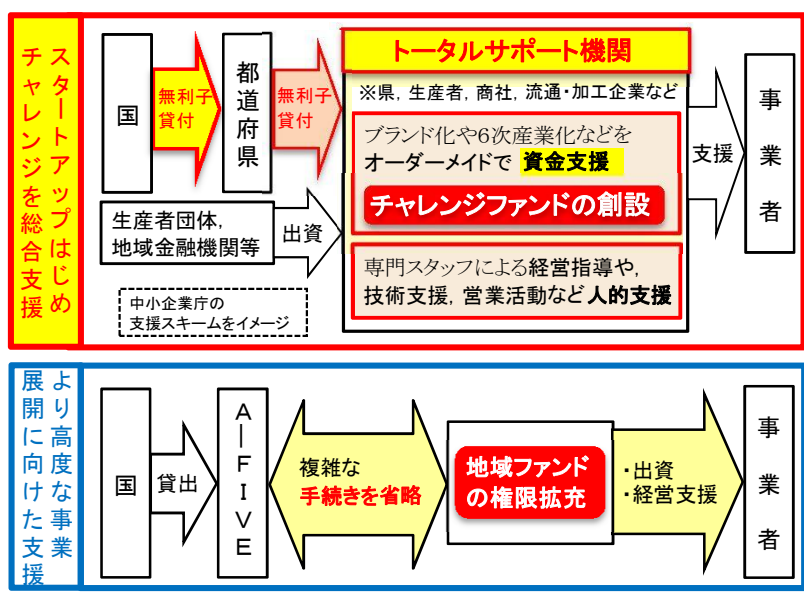
方向性（処方箋）

- 6次産業化の促進には、農業から、工業・商業にも通じた人材を、高校教育の段階から、一貫して育成する仕組みづくりが必要である。
- 新たなビジネスへのスタートアップをはじめ、積極果敢なチャレンジに対し柔軟にトータルサポートできる仕組みを創設する必要がある。
- 高度な事業展開に向けた「A-FIVE」からの資金調達をより迅速に受けられるよう、「地域ファンド」が主体的に出資決定できる仕組みが必要である。

一貫したキャリアアップシステムの構築



総合サポート体制の構築



平成28年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 戦略的な6次産業化人材育成・確保システムの構築

- ・ 徳島大学に「生物資源産業学部（仮称）」の設置を進めるとともに、必要な予算・人員の確保を行うこと。
- ・ 農畜水産業者による6次産業化活動を高度化するため、商品開発や販路開拓等を担う人材確保への支援制度を創出すること。

提言② 成長産業化加速チャレンジファンド（仮称）の財源措置

- ・ 生産者の新ビジネスのスタートアップを支援するため、県段階で造成する運用型の基金に対し、国の無利子貸付による財源措置を行うこと。

提言③ 現場に近い「地域ファンド」の権限の拡充

- ・ 「A-FIVE」からの資金調達の迅速化を図るため、少額な出資については、「地域ファンド」による主体的な出資決定を可能とすること。

将来像

「農畜水産業の成長産業化」と「地方創生」の実現！

12 米の生産流通体制の強化について

主管省庁（内閣官房，内閣府，農林水産省経営局・生産局）

【現状と課題】

直面する課題

- 昨今の米価下落や農産物貿易のグローバル化などにより，農家からは米づくりの将来について，不安の声が聞かれる。
- 「米」の輸出については，これまでシンガポール，台湾や英国向けの実績があるが，相手国によっては，「輸入指定事業者制度」や「特別な検疫条件」などの様々な障壁により，自由な取引が制限されている。
- 本県においても，米価の動向を反映し，飼料用米の生産意欲が高まっており，国の支援策の継続と更なる充実・強化が望まれている。
- 米の生産調整の見直しが行われる一方で，米の消費減退に歯止めがかからず，今後も米価下落の傾向が続くのではないかと懸念される。

「米」輸出の取組み

〇とくしま農林水産物等海外輸出戦略の策定

「米」を重点輸出品目に指定

シンガポール
台湾

H25 輸出実績



〇キヌヒカリ・コシヒカリ
[シンガポール] 30トン以上
[台湾] 1トン
[英国] 1トン

更に周辺国へと輸出拡大するには・・・

ベトナム
マレーシア

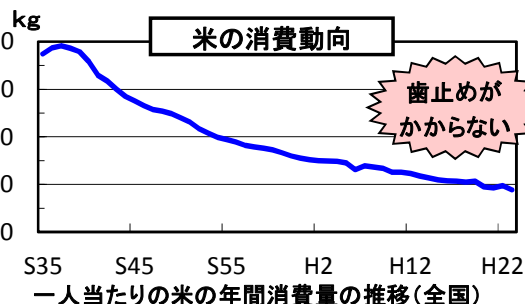
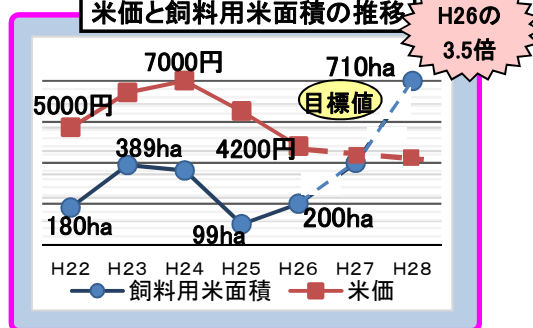
輸入指定事業者制度

厳しい
「輸入障壁」

中国

最終加工・指定工場制度
特別な検疫条件

米価と飼料用米面積の推移



【政権与党の政策方針】

《平成27年度国予算の内容》

- ◇ 経営所得安定対策
 - ・ 畑作物の直接支払交付金，米・畑作物の収入影響緩和対策 4,064億円
- ◇ 水田活用の直接支払交付金
 - ・ 戦略作物助成，産地交付金 2,770億円

《まち・ひと・しごと創生総合戦略》（P24，25）

- ◇ 農林水産業の成長産業化（需要フロンティア拡大，生産現場強化）
 - ・ オールジャパンで輸出体制の整備，農林水産物の高付加価値化の推進
 - ・ 米の生産数量目標の配分に頼らない取組みの推進

《自由民主党 政策集2014 J-ファイル》（P40，No.149）（P42，No.156）

- ◇ 米政策改革（米の価格下落等への万全の対応）
 - ・ 飼料用米，麦，大豆等の戦略作物の本作化による水田フル活用の推進
- ◇ 輸出倍増 国別・品目別戦略（農林水産物の輸出拡大）
 - ・ 農林水産物・食品の輸出倍増（1兆円）をめざし，戦略的に施策を展開

県担当課名 農業基盤課
関係法令等 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 「米」の輸出促進については、国別の輸出戦略に基づいた環境整備を図るとともに、米の需給バランスの改善に向けた生産対策への支援の充実など、両輪で「攻めの戦略」を講じる必要がある。
- 飼料用米など新規需要米の生産により、農業者が十分な所得が得られるよう支援を継続するとともに、規模拡大や低コスト化に向けた支援を充実する必要がある。
- 米の需要が減少する中で、海外輸出も視野に入れた米粉や加工用米の用途開発やマーケティングの推進が必要である。

海外輸出の促進

○アジアはもとより
欧米へ

「日本の食文化」を
まるごと発信

・北米とEUにおいて、
「米、日本酒」のプロモーションを展開



- 「ミラノ万博」
H27.5月～10月
- 世界最大規模の
食品展示会への参加

新規需要米の生産拡大

○飼料用米の拡大

- ・地域内流通の促進
- ・専用の施設等の導入支援

知事特認品種
「あきだわら」
の奨励

○酒米の振興

- ・有望品種の適応性・栽培技術の確立
- ・大規模展示場の設置、生産組織化の支援

○米粉の活用

- ・米粉を活用した「機能性麺」の開発
- ・若い世代をターゲットに消費拡大



国内外への「攻めの戦略」を「両輪」で展開

平成28年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 「米」の輸出に向けた相手国の輸入条件の緩和交渉

- ・ 「米」の輸出に関する相手国の厳しい輸入条件が緩和されるよう、国において責任をもって交渉を進めること。

提言② 飼料用米など新規需要米の生産支援の充実

- ・ 飼料用米など新規需要米の生産により、農業者が将来にわたって十分な所得を確保できるよう、交付金（現行55,000～105,000円の継続）や施設等の整備支援の充実（中小規模施設への適用拡大）を図ること。

提言③ 米の「新商品・市場開発交付金（仮称）」の創設

- ・ 海外輸出も視野に入れた、米の新用途開発やマーケティングに緊急的に取り組むため、地方の自由な発想で事業が展開できる「新商品・市場開発交付金（仮称）」を創設すること。

将来像

需要に対応した水田農業の振興で「持続可能な農業・農村」の実現へ！

13 有機農業の生産拡大対策について

主管省庁（内閣官房，内閣府，農林水産省生産局）

【現状と課題】

直面する課題

- 国は有機農業の生産技術について「有機栽培技術の手引」を作成しているが、**気象や土壌環境条件の微妙な違いが効果発現に影響を与える場合がある。**
- 生物多様性にも寄与する有機農業にチャレンジする新たな担い手確保のための**生産から販売までの支援が十分でない。**
- 消費者は、有機農業に対する関心は高いものの、農産物に表示されている**有機JASマークの認知度は低い。**
また、**有機JAS認定者数は伸び悩んでいる。**

国名	全耕地面積比		推移(千ha)		
	2011年	2007年	2011年	(2011/2007)	
イタリア	8.6%	1,150	1,097	95%	
ドイツ	6.1%	865	1,016	118%	
フランス	3.6%	557	975	175%	
韓国	1.0%	10	19	190%	
中国	0.4%	1,553	1,900	122%	
日本	0.4%	16	16	111%	(2009年農水省調べ) (2011/2009)

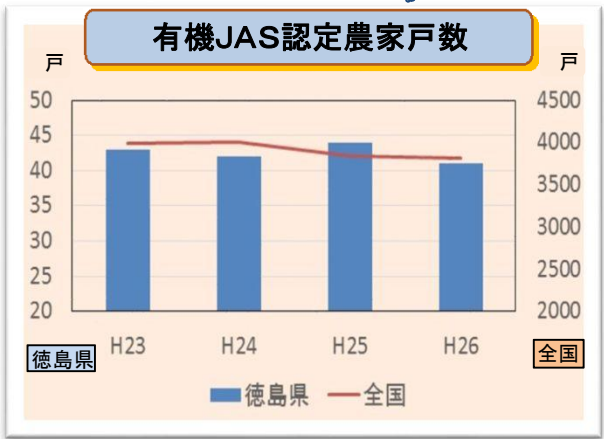
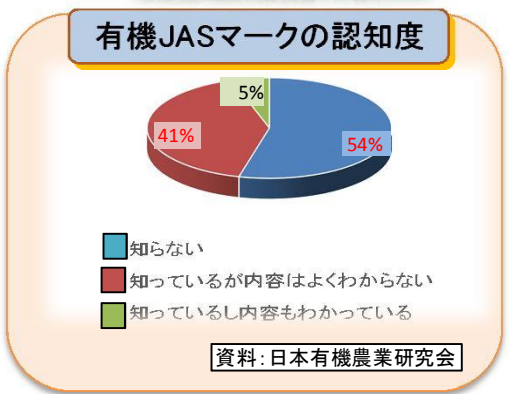
〈資料：海外は国際有機農業運動連盟〉

H27年度環境保全型農業直接支援対策

- I 化学肥料・農薬の5割低減
+ 緑肥の作付け等 (8,000円/10a)
- II 化学肥料・農薬の10割減
(2回作付けを行った場合に限り最高16,000円/10a)
※有機JAS認定の有無にかかわらず交付単価は同額



伸び悩み



【政権与党の政策方針】

- 《平成27年度国予算の内容》
 - ◇ 有機農業に取り組む産地の供給力拡大に向けた取組に必要な機械のリース等
 - ・ 有機農業拡大支援事業 3.2億円
- 《まち・ひと・しごと創生総合戦略》 (P24)
 - ◇ 農林水産業の成長産業化
 - ・ ブランド化・高付加価値化を推進
- 《自由民主党 政策集2014 J-ファイル》 (P42, No.155)
 - ◇ 国産農林水産物の高付加価値化の推進
 - ・ 有機農業等環境に調和した農業により生産された農産物の国内安定供給体制を整備

県担当課名 もうかるブランド推進課
 関係法令等 有機農業の推進に関する法律，
 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

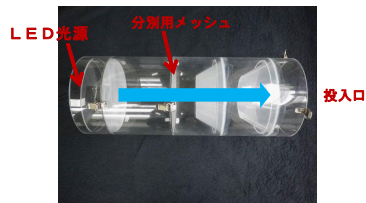
【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 品質や収量を安定的に確保するためには、地域の気象や土壌条件等に応じた技術を普及していく必要がある。
- 有機農産物の生産・販売拡大のため、有機JAS認定を促進し、生産から販売まで一体となった支援を行う必要がある。

〈 徳島県の取組み 〉

天敵昆虫による防除効果を安定させるため、地域の土着天敵をハウス内に誘引するLED天敵昆虫誘引装置（左）（H26県が特許出願中）



販売コーナーのモデル設置



平成28年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 地域における生産技術実証の支援

- ・ 県が事業主体となり、生産者と連携する技術実証の取組みを国の「有機農業拡大支援事業」の補助対象に加えること。

提言② 環境保全型農業直接支援対策の充実

- ・ 環境保全型農業直接支援対策において、特に有機JAS認定者については、年1作の作付けであっても10a当たり最高単価16,000円を交付するなど、支援を強化すること。

提言③ 有機JAS認定取得の促進及び消費の拡大

- ・ 国登録JAS認定機関ごとに異なる申請・行程管理記録様式を統一化し、PCやスマートフォン対応のソフトを無償配布するなど、若い農業者ら認定を目指す生産者の負担軽減を図ること。
- ・ 有機農産物の消費拡大を図るため、消費者や販売・飲食事業者に対し、有機農業の理解と関心の増進に繋がる施策の充実強化を行うこと。



将来像

高付加価値農業の拡大による地方活性化

14 農地中間管理機構を活用した農地集積対策について

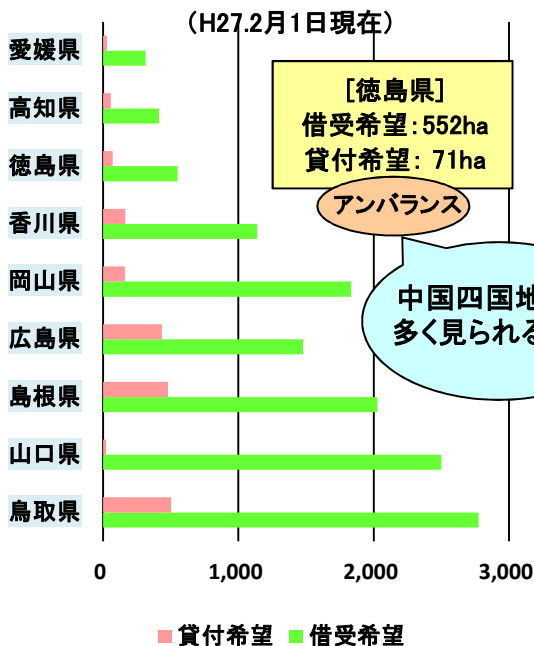
主管省庁（内閣官房，内閣府，農林水産省経営局）

【現状と課題】

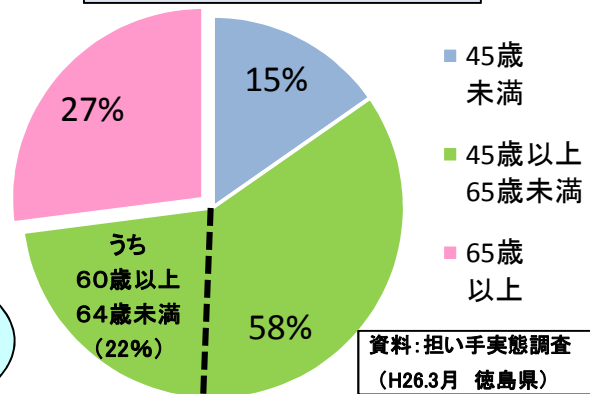
直面する課題

- 農地中間管理機構による農地の貸付・借受の公募状況（H27.2月1日現在）は、農地の貸付希望面積に対し、借受希望面積が多い、アンバランスな状況となっている。
- 農地の所有者からは「10年間の貸し付けを不安視」、農地を借り受ける担い手側からは、「先行きが不透明で、3～5年くらいがちょうど良い」との声が聞かれる。
- 「人・農地プラン」と連動した「農地中間管理事業」を推進する上で、「機構」とともに、地域の担い手が「農地集積」に積極的に関わることが求められている。
- 農地の所有者の意向や担い手の状況など、地域の実情に踏まえた制度設計や運用の工夫が求められている。

機構への借受・貸付希望



地域農業の担い手(年齢構成)



「土地所有者」の主な声

★10年間貸すのは、長すぎる
・貸したら返してもらえない(心配)

「担い手(借り手)」の主な声

★借受期間は3年又は5年くらいがちょうど良い
・いつまで頑張れるか(将来への不安)

機械がある間は頑張りたい

【政権与党の政策方針】

《平成27年度概算決定の状況》

◇ 農地中間管理機構（農地集積バンク）の本格稼働 190億円

《平成26年度補正予算の状況》

◇ 農地中間管理機構（農地集積バンク）の本格稼働 200億円

《まち・ひと・しごと創生総合戦略》（P24, 25）

◇ 農林水産業の成長産業化〈生産現場強化〉
・ 農業の担い手の育成，経営規模拡大等を通じた生産性の向上

《自由民主党 政策集2014 J-ファイル》（P39, No.143）

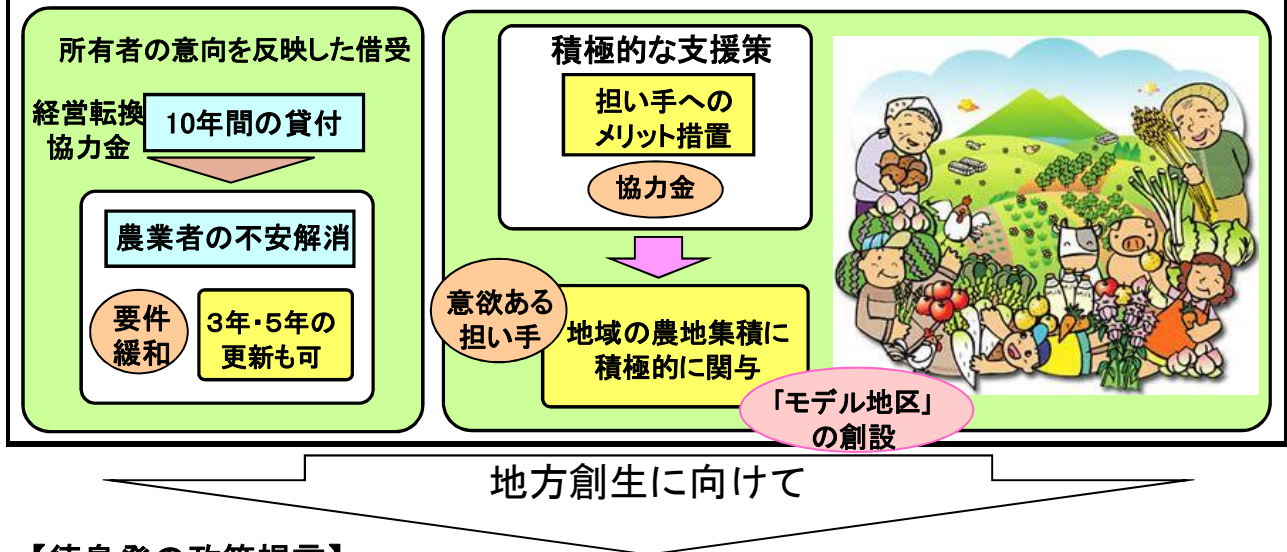
◇ 担い手利用面積8割計画（農地集積）
・ 今後10年間で全農地面積の8割を担い手に集積・集約化
・ 農地の出し手に対する予算上の支援の充実・強化

県担当課名 農業基盤課
関係法令等 農地中間管理事業の推進に関する法律，農地集積・集約化対策事業実施要綱

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 高齢な農地所有者の相続人への配慮や、農地所有者の将来的な農地売却の意思等、所有者の実情を考慮して貸付期間を設定できるようにする必要がある。
- 「機構」に協力し、担い手が自ら地域の「農地集積」に積極的に取り組むことに対し、奨励金などの「メリット措置」を講じる必要がある。
- こうした地域の実情を踏まえた「制度設計」により、農地集積を強力に推進するため、地方主導で試行的に事業を行う「モデル地区」を創設する必要がある。



【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 農地所有者の意向に沿った貸付期間の設定

- ・ 農地所有者に対する支援措置「経営転換協力金」を活用した場合でも、農地所有者の意向や地域の実情に応じた貸付期間（3年又は5年）の設定を可能とすること。

提言② 担い手の積極的な参加による農地集積の推進

- ・ 「機構」に協力し、担い手が自ら地域の「農地集積」に積極的に取り組み、農地中間管理事業を活用して規模拡大が図られた場合の「メリット措置」として、「担い手集積協力金（仮称）」の制度を創設すること。

提言③ 地方主導で事業を行う「モデル地区」の創設

- ・ 地域の実情を踏まえた制度設計により、試行的に「農地集積」を推進するための「モデル地区」を創設すること。

将来像

地域農業の担い手への効率的な農地集積により、
担い手の経営安定と活気のある地域農業を実現！

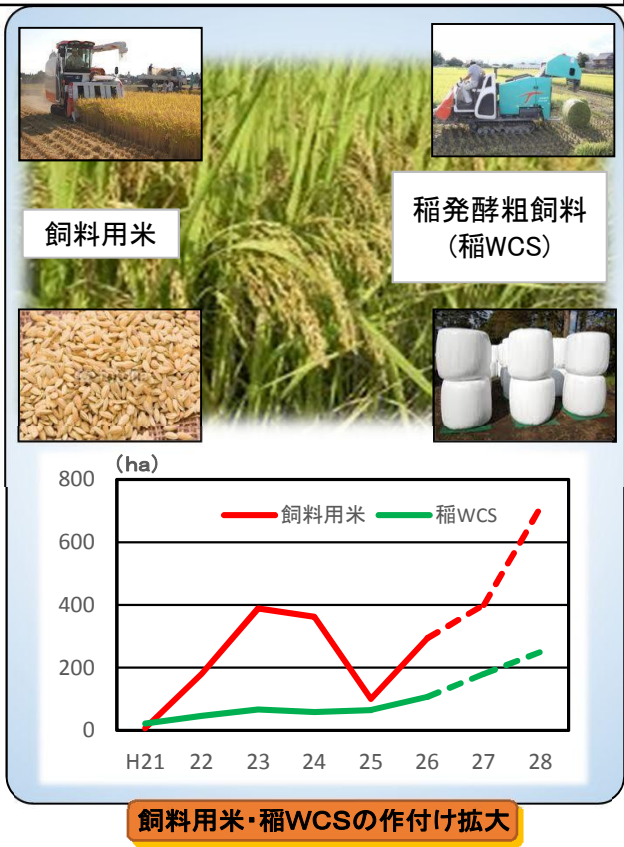
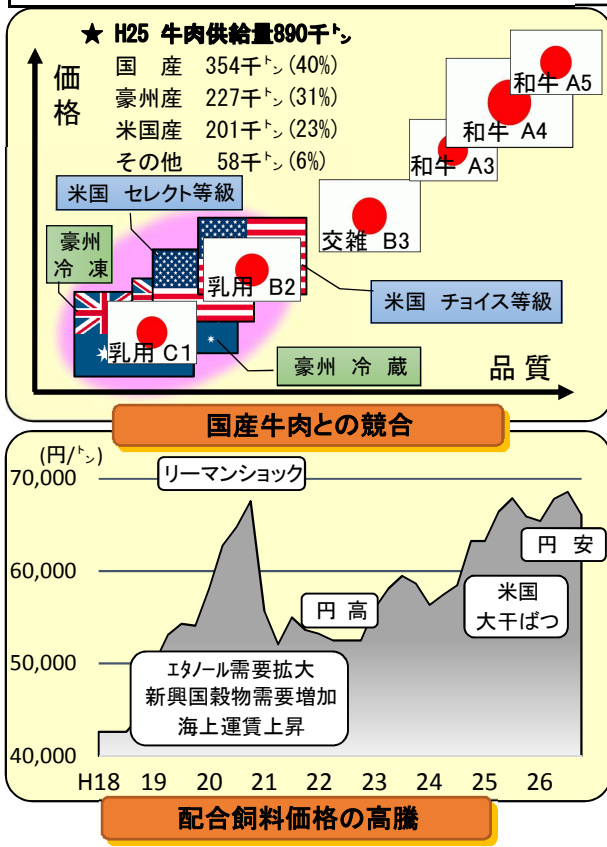
15 畜産業の経営安定対策について

主管省庁（内閣官房，内閣府，農林水産省生産局）

【現状と課題】

直面する課題

- 日豪EPA協定が本年1月に発効し，豪州産牛肉の関税削減がなされた。また，TPP交渉では，早期妥結に向け積極的に協議が進められている。今後，グローバル化の進展に伴い，より一層安価な輸入畜産物の増加が加速し，畜産農家は，さらに厳しい経営を強いられることが想定される。
- 現行の畜産経営安定対策は，一部の事業を除き，畜産物価格の変動を発動要因としており，一定の所得を補償した制度となっていない。
- 「水田フル活用」のかけ声のもと，飼料用米・稲発酵粗飼料（稲WCS）の作付け面積は増加しているが，供給側と需要側のマッチングが不十分である。



【政権与党の政策方針】

《平成27年度国予算の内容》

- ・ 畜産・酪農経営安定対策 1,896億円
- ・ 畜産高収益力強化対策 276億円 (平成26年度補正含)
- ・ 水田活用の直接支払交付金 2,770億円

《まち・ひと・しごと創生総合戦略》 (P25)

- ◇ 農林水産業の成長産業化
 - ・ 経営規模拡大等を通じた生産性の向上への取組を推進

《自由民主党 政策集2014 J-ファイル》 (P41, No.151)

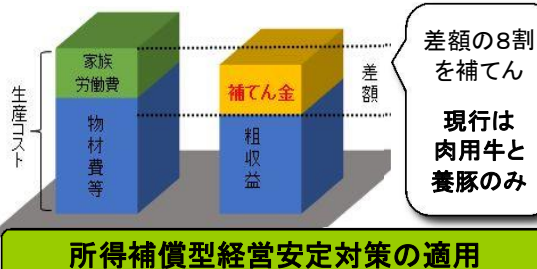
- ◇ 畜産・酪農の生産基盤強化・成長産業化の実現
 - ・ 意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組めるよう，畜種ごとの特性に応じて畜産・酪農経営の安定を図る。

県担当課名 畜産振興課
関係法令等 畜産物の価格安定に関する法律, 肉用子牛生産安定等特別措置法

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 輸入畜産物が激増し、全ての畜産物価格への影響が及ぶことが懸念されることから、全畜種において一定の所得が確保できる経営安定対策の実施が必要である。
- 輸入畜産物に対抗するためには、脆弱化した生産基盤の回復による生産力の強化と、競争力を有する地域ブランドの育成・強化が必要である。
- 飼料用米や稲WC Sの普及には、水田フル活用制度の継続と、収穫・調製・保管に係る支援を行うことにより、地域内流通を促進すべきである。



平成28年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 「所得補償型経営安定対策」を全畜種に適用

- ・ 現行の肉用牛経営安定対策事業を、恒久対策とすべく法制化するとともに、経営に係る生産コストと粗収益の差額を全額補てんすること。
- ・ 現在、肉用牛と養豚に適用されている「所得補償型経営安定対策」を、全畜種に拡大適用すること。

提言② 輸入畜産物に対抗できる国内生産基盤の強化と地域畜産ブランドに対する支援の充実

- ・ 輸入畜産物に対抗できるよう、脆弱化が進む国内生産基盤の早急な回復を強力に支援すること。
- ・ 肉用牛以外の畜種においても地域ブランドの維持・育成のための原種維持に要する経費を支援すること。

提言③ 飼料用米の円滑な流通の支援

- ・ 飼料用米や稲WC Sの生産支援対策を継続すること。
- ・ 飼料用米については、地域内流通を促進するため、紙袋流通からバラ出荷が可能となるよう施設整備等の支援を充実・強化すること。

将来像

持続可能な畜産経営の実現

16 地方創生に向けた「林業の成長産業化」の実現について

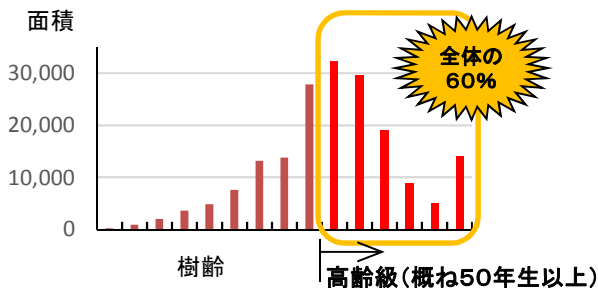
主管省庁（内閣官房，内閣府，財務省主計局，農林水産省林野庁）

【現状と課題】

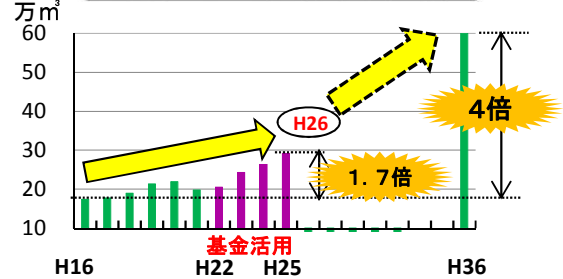
直面する課題

- 森林整備加速化・林業再生基金に代わる**交付金が創設されたが，単年度実施の予算**となっている。
- 国産材の多くを占める住宅における木材需要は，少子高齢化の影響により，**将来的に減少することが予測**されている。
- **建築士に木材や木造建築に関する知識・経験が少ない**ことが，非住宅建築物の木造・木質化が進まない一因となっている。
- 森林資源は毎年成熟度を増し，本格的な利用期を迎えているが，資源を十分に活かすには，**林業の担い手が不足**している。

人工林の樹齢別面積(県内)



県産材の生産量(推移)



木材の需要拡大に必要な取組

多様な施設の木質化



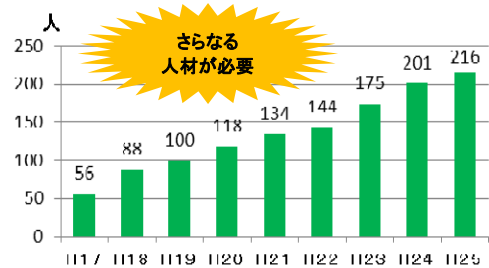
(犬飼農村舞台)

「木造建築学校」



(耐震障子の強度試験)

林業の新規就業者数(推移)



【政権与党の政策方針】

《平成26年度補正予算の内容》

- ◇ 森林整備加速化・林業再生対策
 - ・ 森林整備加速化・林業再生交付金 526億円

《まち・ひと・しごと創生総合戦略》(P24)

- ◇ 農林水産業の成長産業化
 - ・ 林業は，森林資源の循環利用を図りつつ成長産業化を実現することが必要

《自由民主党 政策集2014 J-ファイル》(P43, No.158, No.160)

- ◇ 強い林業づくり・国産木材利用の拡大
 - ・ 林業の成長産業化を実現し，中山間地域の雇用と所得を増やし，山村の振興を図るため，国産材の自給率5割を目標に木材の利用拡大に総合的に取り組む
 - ・ 住宅はもとより工場，倉庫，事務所，工作物等における木材利用を拡大
 - ・ オリンピック・パラリンピック東京大会において，木材利用の推進を図る
- ◇ 林業を支える多様な担い手・人材育成
 - ・ 森林組合，林業事業体など多様な担い手育成の充実強化を推進

県担当課名 林業戦略課，林業戦略課次世代プロジェクト推進室
 関係法令等 森林法，森林・林業基本法，公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 林業の成長産業化の実現に向けては、木材の「生産・流通加工・需要拡大」対策を計画的に推進できる**予算の確保**が必要である。
- 木材利用を促進するため、
 - ・ 地方の**シンボリックな建物**や**多くの人**が訪れる施設の**木造・木質化**
 - ・ 「木の文化」を伝える**戦略的なPRの実施**
 - ・ 建築士に木材や木造建築に関する知識・経験の修得を促し、それを公認する「**インテリアコーディネーター**」のような資格制度が必要である。
- 森林資源を活かし林業の成長産業化を**確実なものとするため**、**現場で即戦力となる素材生産を担う人材を確保・育成**する必要がある。

地方創生に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 「森林整備加速化・林業再生対策」の継続・拡充

- ・ 「森林・林業基本計画」で定める2020年の国産材割合50%の目標達成と、地方創生を牽引する林業の成長産業化を実現するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を**計画的かつ安定的で、地方の自由度が高い制度として継続・拡充**すること。
- ・ 木造施設整備においては、公共施設に加え農村舞台や産直市など、集客力が見込まれる「**文化施設**」や「**物産館**」等の**木造化・木質化も対象**とすること。

提言② 地域材の大胆な需要拡大対策

- ・ 東京オリンピック等において、我が国の木の文化を国内外に発信するため、**都道府県の代表的な木製品や家具などを使用した「シンボル施設」を設置**すること。
- ・ 「**非住宅建築物**」の木造・木質化を推進するため、**木材・木造建築に関する知識や経験を有する「木材利用コーディネーター(仮称)」を創設**すること。

提言③ 新たな「『ひと』づくり支援制度」の創設

- ・ 新たな担い手の確保・育成を目的とした、**研修用の林業機械の導入や関連機材の整備を支援する制度を創設**すること。
- ・ また、新規事業体の参入や起業を支援するため、**林業機械の修繕やリースへの助成制度を創設**すること。

将来像

「林業の成長産業化」と木材利用拡大による「**地域経済の活性化と雇用の拡大**」！

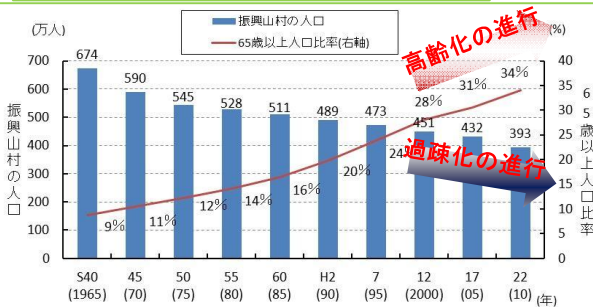
17 積極的な公有林化による地方創生と国土保全について

主管省庁（内閣官房，内閣府，財務省主税局，農林水産省林野庁）

【現状と課題】

- 私有林が多い我が国において，中山間地域の過疎化や高齢化，林業経営に対する意識の低下から，**管理放棄される森林の増加が懸念**される。
- 個人では管理ができなくなった森林について，県，市町村，森林整備法人など公的機関による管理が必要であるが，**「公有林化」に対する支援措置や，所有者が県，市町村や森林整備法人へ譲渡しやすい体制の整備が不十分**である。

○振興山村の人口及び高齢化率の推移



○林業経営に関する意向調査結果(農林水産省調査)

- ・今後の林業経営の意向無し → 55%
- ・今後5年間，森林施業の意向無し → 43%

私有林の半数の森林が
管理放棄の恐れ

半減

担い手の減少

約20兆円(年間)
の公益的機能が損失!

公有林化の推進が必要!

公有林化に対する国の現制度

実施主体	財政制度	融資制度	税制措置 (所有者優遇措置)
県，市町村	●起債措置 地域活性化事業債 (充当率90% 算入率30%)	-	●租税特別措置法 (保安林の場合) 2000万円特別控除
森林整備法人 (機構)	●利子助成制度 地域材利用促進 緊急利子助成事業 ※H27で終了予定	●森林取得資金貸付 (※対象は分収林のみ 上限8割 (土地は対象外))	-

公益的機能の
保持には不十分!

「公有林化」先進県!

徳島県の公有林化
2,667ha (H17~H25)

公有林化面積
全国の1/4に相当

他県の状況

◇全国自治体の
取得実績
約11,000ha
(H17~H25)
※徳島県含む

徳島県
21ha

市町村
521ha



森林整備法人(機構)
2,125ha

全国唯一分収林の取得!

【政権与党の政策方針】

《平成27年度国予算の内容》

- ◇ 日本政策金融公庫資金や民間金融機関の資金の借入れについて最大2%の利子助成を行う。
 - ・ 地域材利用促進緊急利子助成事業 4.5億円 (H23~H27までの期限付き)

《まち・ひと・しごと創生総合戦略》 (P24)

- ◇ 農林水産業の成長産業化
 - ・ 林業は，森林資源の循環利用を図りつつ成長産業化を実現することが必要

《自由民主党 政策集2014 J-ファイル》 (P43, No.161) (P44, No.164, No.166)

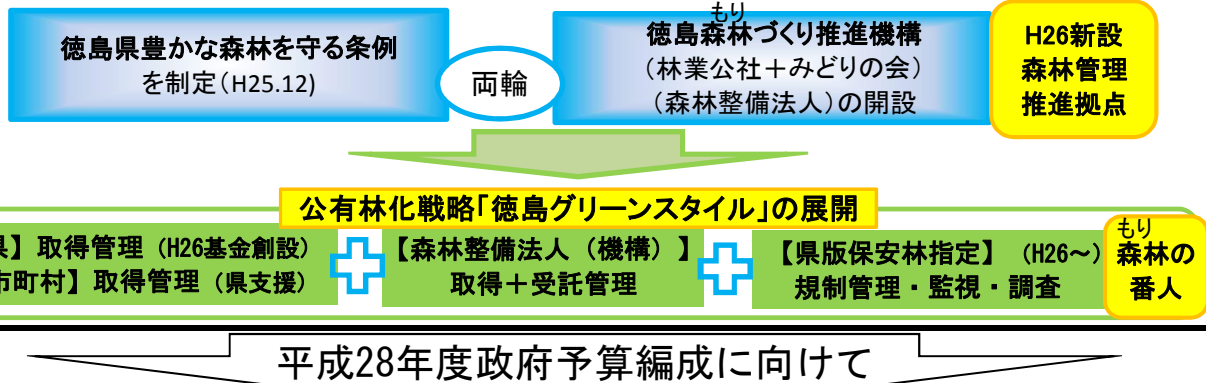
- ◇ 山村振興対策の強化
 - ・ 森林の多面的機能の発揮を支える山村の地域活動や林家の取組みを強化
- ◇ 森林吸収源対策の推進
 - ・ 公的主体による奥地水源林の適切な整備，林業公社の健全な経営の推進
- ◇ 災害に強い森林づくり
 - ・ 災害に強い健全な森林づくりを進め，緑の国土強靱化を推進

県担当課名 林業戦略課，森林整備課
関係法令等 租税特別措置法，森林法，森林林業基本法

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 個人では管理が困難になった森林を適正に管理するため、県、市町村に「森林整備法人」を加えた3者が、積極的に関与できる「公有林化推進制度」を構築し、公益的機能の維持と、新たな雇用の場を創出することが必要である。
- 森林の持つ高い公益性を着目して、「公有林化」する場合の森林所有者に対する税制面でのインセンティブが必要である。
- 森林は様々な公益的機能を有するが、近年多発するゲリラ豪雨災害や雪害などによる被害を防ぐため、きめ細かな監視・情報収集が必要である。



【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 公有林化に対する財政・融資制度の整備

- ・ 「世界農林業センサス」の定義と同様に、森林整備法人が所有する森林を「公有林」として位置付け、公有林化施策を推進すること。
- ・ 森林の適正な管理を県、市町村、森林整備法人が主導するために必要な取得に対する新たな「交付金制度」を早期に創設すること。
- ・ 平成27年度で終了予定の森林整備法人などへの「地域材利用促進緊急利子助成事業」を継続すること。



公有林化の推進

提言② 公有林化を推進するための税制改正

- ・ 森林の保全等を目的として、県、市町村、森林整備法人に森林を譲渡する場合の所得税について、森林法における保安林の用地取得と同様に、租税特別措置法の特別控除（2千万円）を設けること。

提言③ 森林の公的監視を強化する制度の創設

- ・ 保安林等の公益的・防災的機能を保持するとともに、自然災害の発見や未然防止に向けた、監視や情報収集と、その人材の育成（県：森林(もり)の番人）も行う新たな「森林監視・情報収集交付金（仮称）」を創設すること。

将来像

公的管理の推進による国土保全と、雇用の拡大など地方創生への貢献！

18 野生鳥獣の被害対策について

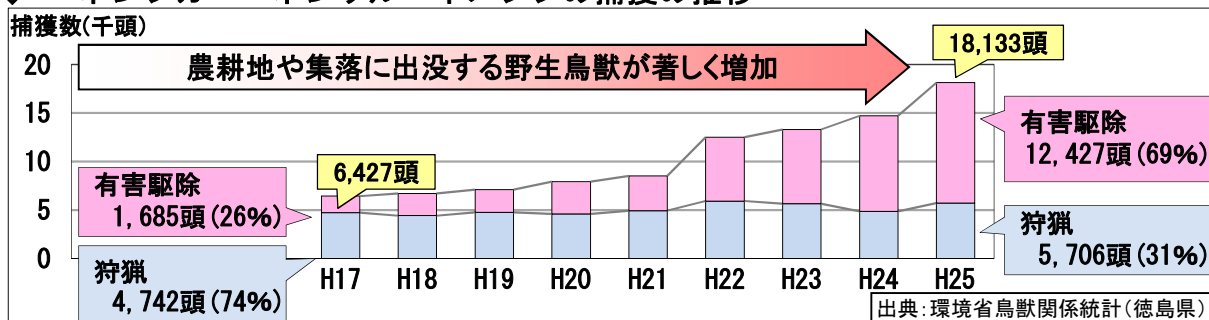
主管省庁（内閣官房，内閣府，環境省自然環境局，農林水産省生産局）

【現状と課題】

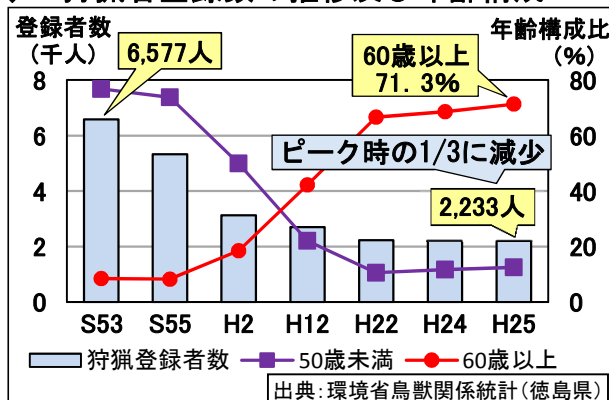
直面する課題

- ニホンジカやニホンザル等野生鳥獣の生息域拡大により，1億円を上回る農作物被害や自然植生の食害による土壌流出や表層崩壊が発生している。
- 野生鳥獣の生息数が増加する中で，狩猟者は減少傾向の上，高齢化が進行し，有害鳥獣の捕獲が困難となる。
- 狩猟税を活用し，捕獲の担い手・新規狩猟者の育成に取り組んでいるが，税制改正に伴う減収により，計画的な人材確保が不十分になると危惧される。
- 捕獲鳥獣をジビエ等に利用する際に，「鳥獣被害防止総合対策交付金」では，食肉処理加工施設の整備・運営や消費拡大に対する支援が十分でない。

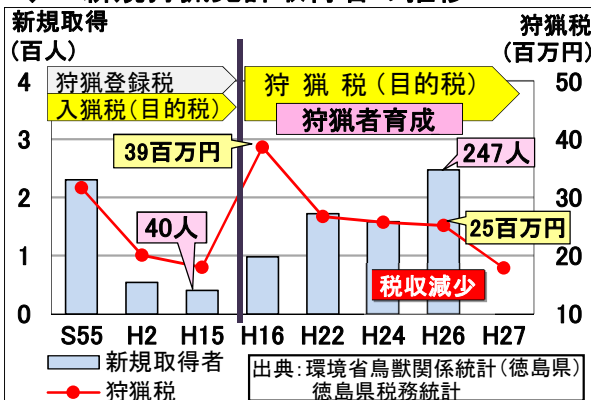
◇ ニホンジカ・ニホンザル・イノシシの捕獲の推移



◇ 狩猟者登録数の推移及び年齢構成



◇ 新規狩猟免許取得者の推移



【政権与党の政策方針】

《平成27年度国予算の内容》

- ◇ 指定管理鳥獣等捕獲事業 500百万円
- ◇ 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,500百万円
- ◇ 森林鳥獣被害対策技術高度化実証事業 150百万円

《まち・ひと・しごと創生総合戦略》(P25)

- ◇ 農林水産業の成長産業化
 - ・ 「鳥獣被害対策実施隊」等による効率的な鳥獣被害対策を推進

《自由民主党 政策集2014 J-ファイル》(P42, No.154)

- ◇ 有害鳥獣半減計画の実施
 - ・ 野生鳥獣の生息調査に基づく個体数管理など捕獲対策を強化
 - ・ 捕獲した鳥獣の加工処理施設，焼却施設の設置を支援

県担当課名 生活安全課，農林水産政策課
 関係法令等 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 捕獲を含めた被害対策を促進するために**財政支援の強化**を図る必要がある。
- 狩猟者の減少や高齢化に対応した「**効率的な捕獲体制を構築**」するとともに、**若手狩猟者を新たに確保**する必要がある。
- 捕獲鳥獣を**ジビエとして有効活用**する取組みの支援を強化する必要がある。

- ◇ **効率的な捕獲体制の構築と若手狩猟者の育成**
 - ・ 認定鳥獣捕獲等事業者による**ニホンジカの捕獲強化**
 - ・ **ニホンザル**の加害群・個体数の半減を目指し、**安楽死・避妊**による管理モデルを実証
 - ・ 狩猟免許試験の休日実施や大学生等を対象に免許取得講座

- ◇ **地域活性化のためのジビエ振興**
 - ・ **ニホンジカ**を一時飼養し、安全で良質な獣肉を**安定供給**
 - ・ 阿波地美栄料理店認定制度、消費拡大研究会による消費拡大

捕獲した野生鳥獣利活用・ビジネスモデル



捕獲



一時飼養



食肉処理加工



消費者へPR

ジャパン・ハラール EXPO レセプションに出展

加害群・管理モデル



群れを集中捕獲



避妊薬で繁殖抑制

平成28年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 野生鳥獣対策のための「財政支援」の充実強化

- ・ 指定管理鳥獣に「ニホンザル」や「カワウ」を加えるとともに、指定管理鳥獣の捕獲活動を強化するため、**十分な財源の確保**を行うこと。
- ・ 警察官や自衛官のOBなどを地域の鳥獣捕獲員として活用する非常勤の「**公務員ハンター制度**」を創設するとともに、**財政支援**を行うこと。

提言② 効率的な捕獲体制の構築に向けた人材育成の強化

- ・ 野生鳥獣被害対策を担う新規狩猟者の育成・確保を図るため、**捕獲に必要な知識や技術の習得支援制度**を創設すること。
- ・ 狩猟や個体数調整捕獲などを安定的かつ効率的に推進するため、**狩猟免許の有効期間**を「3年」から「5年」にする**規制緩和**を行うこと。

提言③ ジビエ振興のための「鳥獣被害防止総合対策交付金」による支援の充実強化

- ・ 食肉処理加工施設の整備に係る**補助対象事業者を拡大**すること。
- ・ 捕獲した鳥獣の**肉質改善**や食肉処理で発生する**残さの処理**、消費者や**海外展開**に対応したPR活動など、**安定供給と消費拡大に資する経費**について支援を行うこと。

将来像

捕獲の担い手である狩猟者の確保と効率的な捕獲の推進・捕獲鳥獣の有効活用により、**人と野生鳥獣の適正な関係と地域社会の発展を実現！**

19 着地型観光の推進について

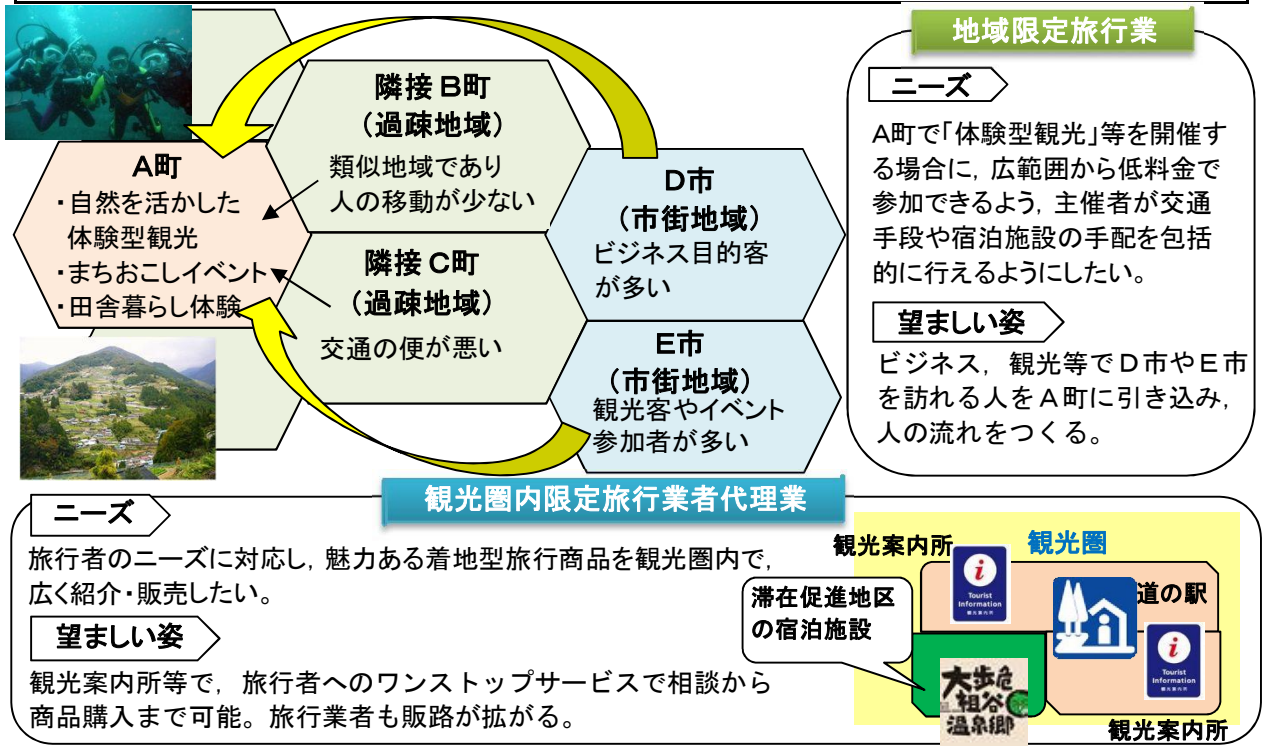
主管省庁（内閣官房，内閣府，国土交通省観光庁）

【現状と課題】

直面する課題

- 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から，平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが，次のような問題点があり，登録数は45業者（うち本県2業者）に留まっている。（旅行年報2014）
 - 業務範囲が「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」に限定されており，ビジネスとして成立しにくい。
 - 営業保証金や旅行業取扱管理者の資格要件がネックとなり，容易に参入できない。
- 観光圏制度の特例(※)により，「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」においては，「観光圏内限定旅行業者代理業」として，大歩危祖谷地区の宿泊業者が着地型旅行商品を販売しているが，現行制度では観光案内所や道の駅，滞在促進地区外の宿泊施設等では販売できない。

※「観光圏内限定旅行業者代理業」…滞在促進地区内の宿泊業者が，宿泊者に限定して観光圏内の着地型旅行商品を販売できる。



【政権与党の政策方針】

- 《まち・ひと・しごと創生総合戦略》（P25， P26）
 - ◇ 観光地域づくり
 - ・ 観光資源を生かした地域づくりと体制づくり
- 《自由民主党 政策集2014 J-ファイル》（P13， No.60）
 - ◇ 観光立国の推進
 - ・ 日本全国の観光地やわが国の観光産業を再建・強化
- 《公明党マニフェスト2014》（P9， No.1-6④）
 - ◇ 文化・芸術，スポーツ，観光の振興
 - ・ 観光を通じた地域や経済の活性化

県担当課名 観光政策課，西部総合県民局
 関係法令等 旅行業法，観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等が自ら着地型の旅行商品を企画・造成できるよう、次のような対応が必要である。
 - 国においては、第三種旅行業の業務範囲の拡大等が検討されているが、「地域限定旅行業」においても、業務範囲の拡大を図る必要がある。
 - 登録要件を緩和し、参入を促進する仕組みづくりが必要である。
- 観光圏内の観光案内所や道の駅などでも着地型旅行商品を販売できるよう、「観光圏内限定旅行業者代理業」の範囲を「滞在促進地区の宿泊業者限定」、「対宿泊者限定」から拡大する必要がある。

旅行産業の今後と旅行業法制度に係る方向について（観光庁）

- 着地型旅行の普及に向けた商品造成の促進
 - ・旅行商品の品質や安全の確保に留意しつつ、第三種旅行業務の範囲の拡大等の措置を講じる。
- 着地型旅行の普及に向けた商品販売の経路拡大
 - ・商品の販売に係る緩和も行うことにより、販売経路を拡大することが望ましい

●旅行業の業務範囲（現行）

	募集型 企画旅行	受注型 企画旅行	手配旅行
第二種	国内	国内	国内
第三種	隣接市 町村等	国内	国内
地域限定	隣接市 町村等	隣接市 町村等	隣接市 町村等
観光圏内 限定	滞在促進地区内限定、対宿泊者限定		

旅行者の目線

- 特色ある地域ならではの体験観光で、魅力的である。
- 低価格、短時間で参加しやすい。
- 主に現地決済であり、安心して購入できる。

着地型観光

- 多様な商品造成と販売チャンネルの拡大により、より多くの旅行者に販売したい。
- 移動が近距離であり、業務管理が比較的容易である。

事業者の目線

旅行者の安全・安心を確保しつつ、多様なニーズに対応、発信力の強化

新たな観光
需用の創出

地方創生に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 「地域限定旅行業」の業務範囲の拡大と登録要件の緩和

- ・ 「地域限定旅行業」の業務範囲を、「営業所が所在する市町村及び（県外を含む）隣接市町村等」から「営業所が所在する都道府県及び（県外の）隣接市町村等」とするなど拡大を図ること。
- ・ 「地域限定旅行業」においては、営業保証金を更に減額するとともに、現行の国内旅行業務取扱管理者より難易度の低い資格試験を創設するなど要件を緩和すること。

提言② 「観光圏内限定旅行業者代理業」の対象事業者の拡大等

- ・ 観光圏内の観光案内所や道の駅等で、一般の旅行者に対して着地型旅行商品を販売可能にするため、「観光圏内限定旅行業者代理業」の対象を「観光圏内の宿泊業者、観光案内所等」に拡大し、「対宿泊者限定」を緩和すること。

将来像

地域への人の流れの創出による
地域経済の活性化!!



20 外国人観光誘客の推進について

主管省庁（内閣官房，内閣府，国土交通省自動車局，観光庁）

【現状と課題】

直面する課題

- 国においては、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催される2020年に向け、訪日外国人旅行者数2000万人を目指すこととしているが、訪日外国人旅行者の需要がゴールデンルートに集中している。
- 地方においては、魅力的な観光資源に恵まれているにもかかわらず、二次交通が充実していないことが、外国人旅行者が宿泊施設を訪れる際や、周遊観光を行う際の障害となっている。
- 公共交通機関の利便性が十分に確保されていない場合にあつて、宿泊施設が、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可を要せずに送迎できるのは「最寄駅」及び「最寄りの主要な交通結節点等（特急停車駅又は空港等）」に限定されている。

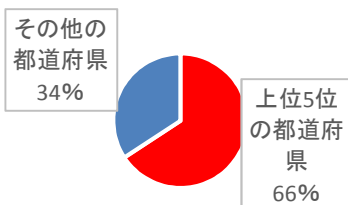
※訪日外国人旅行者は空港を經由して移動するが多いが、宿泊施設からの距離を比べて特急停車駅が空港より短い場合、空港は対象とならない。

鉄道・バス・タクシー等の公共交通機関が不足

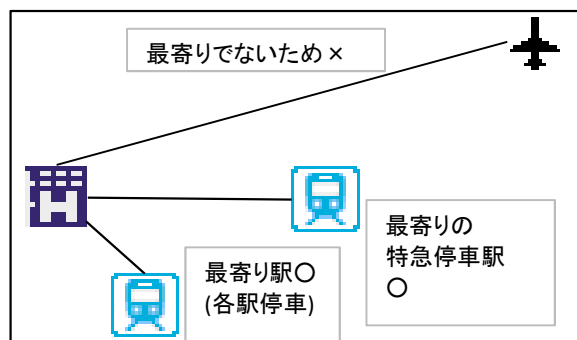
交通機関の接続が悪い

便数が少ない

平成26年外国人延べ宿泊者数
(速報値)



東京、大阪等に集中！



【政権与党の政策方針】

《平成27年度国予算の内容》

- ◇ 訪日2000万人時代に向けたインバウンド政策の推進
 - ・ 訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）等 8,451百万円

《まち・ひと・しごと創生総合戦略》（P22, P23, P25, P26, P27）

- ◇ 観光地域づくり
 - ・ 交通アクセスの円滑化等の観光振興のための施策を実施する。

《「日本再興戦略」改訂2014》（P116）

- ◇ 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会
 - ・ 世界に通用する魅力ある観光地域づくり

《自由民主党 政策集2014 J-ファイル》（P13, No.60）

- ◇ 観光立国の推進
 - ・ 日本全国の観光地やわが国の観光産業の再建・強化等

《公明党マニフェスト2014》（P9, No.1-6④）

- ◇ 文化・芸術，スポーツ，観光の振興
 - ・ 観光を通じた地域や経済の活性化

県担当課名 国際戦略課
関係法令等 道路運送法

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 訪日外国人旅行者が中山間地域等の地域内周遊観光をしやすいするための仕組みをつくる必要がある。
- 訪日外国人旅行者のニーズに応えるため、宿泊施設からの距離にかかわらず、利便性の高い空港や駅など複数の交通結節点への送迎が可能となる仕組みをつくる必要がある。

宿泊施設の自家用車で周遊観光



めったに見られない
大歩危雲海



宿泊施設



宿泊施設の自家用車で訪日
外国人旅行者の希望地からの送迎



祖谷溪谷(小便小僧)



次の目的地に移動
しやすい交通結節点

地方創生に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

**提言 訪日外国人旅行者の国内移動の利便性向上のための
規制緩和**

- ・ 中山間地域等において、自家用車による宿泊施設から観光地等への周遊観光が可能となるよう、自家用有償旅客運送の規制を早急に緩和すること。
- ・ 宿泊施設から最寄りの特急停車駅、国際便のある空港、国内便のみの空港、高速バス停留所、港湾等それぞれを「主要な交通結節点」として取扱い、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可を要しない取扱いとすること。

将来像

外国人目線で、利便性を向上させることにより、
訪日外国人旅行者数を増やし、地域経済の活性化を推進